

# 淀川水系流域委員会 第7回住民参加部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員 田中(真)委員

日 時：平成 15 年 10 月 23 日 (木) 9 : 30 ~ 13 : 00

場 所：大津商工会議所 大ホール

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、定刻となりましたので、只今より淀川水系流域委員会第7回住民参加部会を開催させていただきます。司会進行は庶務を担当しております三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私は関西研究センターの水嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

本日、この後、午後1時半から琵琶湖部会がありますので、配付資料は琵琶湖部会と共通の資料となっております。琵琶湖部会にも参加される方は、現在お配りしている資料をそのまま琵琶湖部会でもご利用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

配付資料の確認です。「発言にあたってのお願い」、第7回住民参加部会の議事次第と第27回琵琶湖部会の議事次第、2つの部会の議事次第を入れさせていただきます。

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」、資料2-1-1「住民参加部会意見(031023案)」、こちらは先日17日版を部会委員の皆さまへお送りしており、その後、修正があった箇所についてはアンダーラインを引く形で表示させていただきます。資料2-1-2「前回委員会(9/30)以降に委員から寄せられた住民参加部会意見に関連する意見」は、資料2-1-1「住民参加部会意見」をまとめる際、或いは修正する際に参考とした意見を掲載させていただきます。

資料2-2-1「計画策定における住民意見の反映について(031023案)」、9月30日の委員会で委員会の意見書第部としてつけることが決まったものの案です。こちらの方につきましても、先日全委員にお送りさせていただいており、その後、修正が入った部分についてはアンダーラインを引く形で掲載させていただきます。資料2-2-2「意見書第部『計画策定における住民意見の反映について』(031017版)への委員からの意見」は資料2-2-1の前のバージョンへの意見でして、この意見をもとに資料2-2-1を修正しております。

資料2-3は河川管理者からの提供資料で、「住民対話集会(円卓会議)の予定について」ということで、当面開催が予定されている対話集会の開催場所や日程等の資料をつけさせていただきます。

資料3番台は、本日午後から開催されます琵琶湖部会で使用する資料となっております。資料3-1-1が「琵琶湖部会意見」、資料3-1-2が「前回部会(9/24)以降に委員から寄せられた琵琶湖部会への意見」、資料3-2-1が「整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案)(031019版)」ということですが、こちらの方は委員会として整備内容シートについての意見をとりまとめた案でして、琵琶湖部会での資料とさせていただきますけれども、住民参加部会でも、必要がありましたら、ご参考にして頂ければと思います。

資料3-2-2「整備内容シートについての意見とりまとめにあたって琵琶湖部会委員から寄せられた意見」、琵琶湖部会で使用する資料です。資料3-2-3「整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案)への委員からの意見」、資料3-2-1への委員からの意見です。

資料4番台が意見書の第部についての資料でして、資料4-1-1「淀川水系河川整備

計画基礎原案についての意見書第一部 - 河川整備の方針について - (案)031019版」です。こちらへの意見が資料4-1-2となっております。

資料5「10月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について」、10月及び12月9日の委員会に向けてのスケジュールを掲載しております。こちらの3ページ目の方に先日の運営会議で決まったスケジュールをチャートで表しております。後ほどスケジュール等の確認の際ご参考にして頂ければと思います。

参考資料1「委員および一般からのご意見」で、前回の委員会以降に一般の方から寄せられた意見を13件、掲載させて頂いております。

資料は以上ですけれども、共通資料として一般の方には「淀川水系河川整備計画基礎原案」、河川管理者からの提供資料をお配りしております。委員の方につきましては、机の上に置かせて頂いておりますので、ご参考にして頂ければと思います。

委員席、河川管理者席の方々には机上資料を幾つか置かせて頂いております。まず基礎原案ですけれども、住民参加関連のマーク入りという資料を置かせて頂いております。それから、具体的整備内容シート、ファイルで分厚くとじたものです。これ以外に10月17日の運営会議で出された各部会のとりとめ案、提言別冊、河川管理者からの説明資料関係ファイル等をテーブルに1つずつ置かせて頂いておりますので、審議の参考にご利用頂ければと思います。

続きまして、一般からのご意見を紹介させて頂きたいと思います。時間の関係で、簡単にご説明させて頂きます。

参考資料1「委員および一般からのご意見」をご覧下さい。、一般からのご意見ということで、前回の委員会以降に13件のご意見が寄せられております。余野川ダムについての課題、河川整備計画基礎原案に対する意見、大津放水路の第二期区間の継続実施の要望書、水需要精査についての質問、ダムの新聞記事、水需要関連の意見等が寄せられております。

続きまして、「発言にあたってのお願い」をご覧頂きたいと思います。本日、会の後半に一般傍聴の方々にご発言頂く時間を設けさせて頂く予定になっておりますけれども、その際にはこの「発言にあたってのお願い」をご一読の上、ご発言頂きたいと存じます。それから、委員の方々の審議中は一般の方々の発言はご遠慮頂いておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い致します。また、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、後ほど議事録作成等の関係上、ご発言の前にお名前を頂いた上でご発言頂きますよう、よろしくお願い致します。

本日、12時半に終了予定となっておりますけれども、午後から琵琶湖部会が開催される関係もありますので、予定通り終了して頂けますよう、ご協力のほどよろしくお願い致します。

それでは、審議に移りたいと思います。三田村部会長、よろしくお願い致します。

三田村部会長

朝からありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って進めていきたいと思いますが、先ほどご連絡がありましたように、13時30分から琵琶湖部会があります。重なっている委員の方もいらっしゃると思いますし、会場も同じですので、12時30分に終えたいと思います。審議未了のものが出てきましたら、その時にご相談させて頂きたいと思いますが、最悪の場合でも12時45分で終わりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、資料1についてご説明を願います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料1説明]

三田村部会長

それでは、本日の議題の2)基礎原案に対する意見書のとりまとめについての意見交換に入りたいと思いますが、今ご説明頂いた、資料1の17ページのスケジュール表をもう一度確認して頂けますか。

本来でしたら、部会は今日が最後で、29日の委員会に部会のとりまとめを全て提出することになっておりました。今回意見書の第 部が新たに提案されましたが、住民参加部会でこれをつくることが可能かどうか、委員会の休憩時間に委員の方々にお集まり頂いて判断して、お受けすることにいたしました。今月いっぱいまでにとりまとめるということだったのですが、少し無理が生じまして、12月9日に向けて修正が可能ということになりました。しかし、住民参加部会がそれに対応して遅らせるということは必要ないだろうと今のところ考えております。

従いまして、今日で流域委員会の住民参加部会を閉じまして、また新たな組織になるかと思えます。その辺はまだわかりませんが、最後の住民参加部会になると思えますので、よろしくお願いいたします。

議事次第では、部会とりまとめについてと、意見書第 部「計画策定における住民意見の反映について」という並びになっておりますが、とりまとめというのは部会意見です。意見書第 部の部会意見における、テーマ別部会の部分を担当することになります。この部分は後にしまして、先に新たな項となる第 部の部分を部会として承認して頂きたいと思えます。来週の委員会でこれが提出できるようにと思っております。

第 部の住民参加の部分につきましては、内容で不安定な部分が少しあります。具体的に申しますと、作業部会の責任でもありますけれども、仕事が多過ぎて時間的に間に合わず、河川レンジャーの部分が未稿であったので、今日初めてお披露目することになります。

もう1つは河川管理者との関係もありまして、合意形成について、丁寧に議論しなければならないかもしれませんが、最悪の場合はもう一度、部会を開催しなければならないかもしれません。できましたら、今日それも終えたいと思っております。これは休憩を挟んで後に回したいと思えます。第 部から進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。もし、もう1回、部会或いは検討会を開くことになりましたら、日程調整等も後の方でさせて頂きたいと思えます。

その前に経緯について、少しご説明させていただきます。資料1の43、44ページです。最後のページに部会検討会の結果報告があります。新たに第 部をつくるということで、住民参加部会とりまとめ案の中から第 部に回すべき部分、或いは新たに第 部として項を起すべき部分等出てまいりましたので、その担当を前回の検討会でご検討頂きまして、このように決まっております。

一番初めにありますように、作業部会をつかって、そのリーダーを川上委員にお願いしました。第 部についての責任者を荻野委員、第 部を山村委員にお願いしました。第 部の河川レンジャー並びに合意形成については川上委員が担当することになっておりました。それに沿って、各担当委員にご説明して頂きたいと思えます。

第 部、第 部共に、一昨日の前までにご意見を頂いた部分については反映することになっておりました。それ以降、10月26日までに頂いた意見については、27日の作業部会で、重要な分については参考にさせて頂いて、委員会に出すということになっております。今日の第 部と第 部の資料は、一昨日、20日の作業部会までに頂いた意見を反映したものです。20日以降、今日までにはご意見がないということです。その資料に沿ってご説明して頂きたいと思えます。

荻野委員、よろしくお願ひいたします。

#### 荻野委員

只今ご紹介頂きました、意見書第 部の「計画策定における住民意見の反映」ですが、資料2-2-1になります。経緯については、今ご説明頂きました通りでして、検討内容につきましては、資料1の43ページ、44ページに書いてあるような趣旨に沿って、計画策定における住民意見の反映についての項を新たに設けるといふことす。表紙のところに031023案と書いております。4部作のうち第 部といふことす。

1ページをめくって頂きまして、内容の方からご説明をさせて頂きたいと思えます。「はじめに」といふことす、2ページの下の方に絵も入れまして、従前の説明会・公聴会と、今回、流域委員会が意見書で書きました対話集会の考え方の変革を示しております。

第1段落からいきますと、これまでの流域委員会における経緯と「新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会 提言 - 」(以下、提言)及び「住民意見の聴取・反映に関する提言」(以下、提言別冊)について簡単にご説明いたしまして、提言別冊ができた段階で住民参加部会が立ち上がって、この住民参加部会において住民参加といふ問題と住民意見の反映といふことについて、実質的に審議・検討が行われたといふことを書いております。

これらを受けまして、河川管理者の方から説明資料(第1稿)、説明資料(第2稿)及び基礎原案が提出されました。その中におきましては、提言、或いは提言別冊に記載されている内容が取り入れられておまして、河川管理者と流域委員会の間に殆どそごがないくらい、きちんと組み立てられていると書かせて頂いております。この連携と協働のメカニズムをもとにいたしまして、住民参加の意見反映方法をどのように組み立てていくかについて、初めの方のところ、経緯並びに考え方を述べております。そのことについても河川管理者と流域委員会との間で審議の経過がきちんとしており、合意形成があったのでは

ないかと考えて、そういう意味合いのことが述べられています。

次の3ページ、4ページ、第1節の「住民参加および住民意見の反映の基本的考え方」です。ここでは提言と基礎原案で書かれている言葉をそのまま第1パラグラフと第2パラグラフで書かせて頂いております。読んで頂いたらわかるのですが、概念、考え方は殆ど一致しております。

その下に と書いてありますが、共通認識ということで「住民は、淀川水系を自ら共有する財産と意識して、その維持管理活動に積極的に参加する」、「行政は、淀川水系に関わる河川整備計画や施策の情報を公開して、住民参画の機会と場を提供する」、「住民と行政は、公正な連携と協働の仕組みを構築し、日常的な信頼関係を築く」、双方の共通認識に立ってこれからやっていこうということです。特に基礎原案から河川整備計画の策定の段階において、どのように住民の意見が反映されるかということに焦点が絞られています。

その下に若干の留意点を書いています。双方、建設的な意見を言いながら、それぞれの責任、或いは責務を果たしてもらいたいということが書いています。

4ページの2と3ですが、3の方は、後の5節にあります対話集会在主になります。対話集会だけでは住民意見の反映が100%完成することはないので、いろいろな手法がありますということです。いろいろな手法によって、幅広く住民意見を汲み上げることを行ってほしい、或いはやっていこうということを2節と3節で書いています。

ダム計画について触れているところもありますが、重要な問題ですので、4ページの下の方の3分の1くらいに紙面を割いて書いています。

5ページから7ページにかけて、流域委員会が活動の中で行ってまいりました一般意見聴取の取り組みについて述べています。試行実験的に、いろいろな機会をとらえて、意見を聴取するというのはどういうことか、どういう仕組みでやればいいのか、どういうところに問題があるのか等を検討いたしまして、その結果を4.1、4.2に書いています。特に4.1の真ん中から下の方に「住民意見の反映の過程を、次のように整理して、流域委員会におけるこれまでの一般意見聴取のとりくみを総括する」と書いています。ここからまで、伝える、聴く、対話する、反映させる、見直し・修正する、というプロセスを具体的にどのように実施していくかについて、5ページから6ページにかけて、我々の経験をもとに項目ごとに、今までやってきた姿勢、そこから出された問題点と改善点を反省も含めて書いています。特に6ページには細かく記述しています。

7ページの4.2ですが、流域委員会で意見聴取試行の会を3会場で行いました。試行ということで、いろいろ試みたわけですが、その狙いと反省点、次の対話集会に向けての留意点等々をここに絞り込んでいます。

8ページの4.3、流域委員会が独自に行う以外に、河川管理者の方も説明会を20数回設けられました。その際にも意見がありましたので、参考のために重点項目だけ箇条書きで挙げております。この4節が、これまでに河川管理者が流域委員会並びに住民参加という観点から行ってきた活動の説明とその反省点です。そういうものを全てとりまとめた形で対話集会を提言しているわけです。

5節、6節、7節は対話集会について記述しています。基本的な考え方のところでは、今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討の段階から住民及び住民団体等の地域に密着した組織とその連携を積極的に行っていくことが重要であると書いています。対話集会は河川整備計画及び事業における連携と協働の実践の場であると、こういうことを基本的な考え方に据えまして、以下具体的な手続きについて述べています。

9ページから10ページにかけましては、対話集会の具体的な運営の仕方のガイドラインに相当するものです。この部分は、提言別冊030516版をもとに、少し追加・修正をしたものです。6.1から「法的根拠」、「会議形式」、「公開会議」、「対話進行」というように、考え方を示すというよりは、このようにすれば運営しやすいのではないかと提言です。

7節は「対話集会の具体化」ということです。議論されておりました「ファシリテーター(対話進行者)の選任」、またどういうテーマでどのように審議をするかということで、「テーマリスト」という言葉を使わせて頂いたのですが、今後いろいろなテーマで議論されることになろうかと思いますが、河川管理者が流域委員会と相談されることによって、いろいろなテーマを組み上げていって、それぞれのテーマには、会議の仕組み、出席者の選任や人数、場所、時間等の細かいことがあるかと思いますが、テーマごとにそのような助言事項があれば、運営がやりやすいのではないかと書いています。

7.3「対話集会の出席者選定と(人数、選定基準)選定者」では、選定は河川管理者が行うこと、選定者に関する若干のコメント、出席者に対する助言等を書いていきます。

7.5「討論の整理ととりまとめ」は、実施してみないとわからない部分が多いのですが、とりまとめについて、対話討論と言うからには、討論が活発に行われることが第一ですね。多様な意見が出されることが大事な1つのポイントです。同時に合意形成、或いは意見を集約していくということも1つのポイントであろうかと思いますが、多様な意見が闘わされるということと、合意形成するという相矛盾することをやっていかなければいけないので、その辺について、少し言葉を入れておきます。また、合意形成については、部会意見書の中に書かれておりますということも述べていきます。

それから、最終的に対話集会の意思決定というものをやるわけですが、河川法にのっとって、河川管理者が意見反映という形で最終的な意思を決定することになります。これも提言別冊に書かれていることですが、結果として1番から5番に書かれているように、基礎原案で合意する、提案や代替案を採用する、合意に達しないので計画は一時保留される、或いは合意に達しないので計画を中止する、合意に達しないが計画は実施する等のいろいろな結論と、次の段階があるかと思いますが、このようなことが最終的な到達点のイメージになろうかと思いますが。

最後の「今後の課題」ですが、我々流域委員会がここまで仕組みをつくり上げたわけですから、今後は河川管理者にお願いしますと突き放す訳にはいきません。今後、河川整備計画に住民の意見がどのように盛り込まれるかは、この過程が非常に大事であろうということで、「実はこれからが正念場」と書きました。最後の1行、これまでの3年間を第1ラウンドとしますと、第2ラウンドの流域委員会に引き継がれることになろうかと思いますが、合意形成の深化は流域委員会の継承と発展にかかっているのではないかと

ことを最後の言葉にさせて頂いております。

最後の13ページに、わかりやすさを念頭において、イメージ図をつけております。ファシリテーターがいて、円卓で対話出席者がテーブルを囲み、テーマについて議論します。流域委員会、河川管理者、事務担当等々が周りにおりまして、このようなイメージで行ってはどうかという提言です。

時間が長くなりましたが、これで終わりたいと思います。

#### 三田村部会長

精力的にまとめて頂いた結果が、お手元にあります資料2-2-1、031023案です。アンダーラインがありますのが、ご意見を頂いた部分、或いは作業部会の判断で訂正した部分です。もともになりますのは、資料2-2-2の4枚目以降にありますので、対比して見て頂きますと、どのように変わったのかご理解頂けると思います。対話集会の部分がこの第部「住民意見の反映について」において多いのですが、河川管理者が今計画していらっしゃる対話集会についてのご報告とともに、後で委員の意見交換の場を設けたいと思っていますので、具体的なことに関しましては、今日の議事次第の「4 その他」のところまでお待ち頂ければと思います。

また、訂正が1カ所あります。資料2-2-1の13ページのイメージ図ですけれども、流域委員会に関係する部分です。流域委員会にさすが3つありますが、1つは庶務にお願いしたいと思っています。また、検討中で確定はできないと思いますけれども、庶務も組織ですので、どこかでご判断頂かなければなりません。流域委員会の委員が流域委員会の内容を全て理解できているかといいますと、そんなことはあり得ないのです。資料を全部持ってくることもほぼ不可能ですので、庶務にある程度の資料を持ってきて頂いて、事実関係を確認め合いながら、流域委員会がオブザーバーとして対話集会に協力しようということになっております。ということで、委員席が3つありますが、1つは庶務席です。

それでは、今荻野委員にご説明して頂きました内容を区切りながら議論してまいりたいと思います。1ページ、2ページの「はじめに」と、次の3ページの基本的な考え方をまず初めにやりまして、次に、4ページ、2の具体的な手法と3の調査等に移りたいと思います。その次に4番目です。4.1から4.3までが、今まで流域委員会、或いは河川管理者が実施してきた取り組みに関する総括です。

「5.対話集会の基本的考え方と目的」、長くて大事な部分ですけれども、対話集会についての考え方や、具体的な提案等があります。最後の円卓会議のイメージ図というところで終えたいと思います。8番目のまとめについてはその時でも結構です。よろしいでしょうか。

それでは、「はじめに」から3ページまででのご意見がありましたら、お願いいたします。

#### 寺田委員

事前に意見を言っていない部分で申し訳ないのですが、2ページの括弧で囲んでいるフローについてです。この中で、従来のやり方が左側に書いてあるのですが、



明会・公聴会」があって、次の括弧で「説明と説得」と出てきます。「説得」という言葉がまず引っかかります。一番下の「妥協」はもっと引っかかります。

もちろん妥協する場合もあるでしょうし、だれが、どちらが妥協するのかよくわかりませんけれども、少なくとも我々が妥協と言い切ってしまうようなイメージ図は、よくないのではないかと思います。場合によっても違いますし、こういう形で従来のものを評価してしまうようなことは不要だと思います。もっと早くに言うべき意見だったので申し訳ないのですけれども、誤解を生む恐れがありますから、とった方がよいと思います。

従来の説明会、公聴会でそういうものが行われたということは何らかの形で書いてもよいと思いますが、従来は法的に手続がなかったわけですから、説明会、公聴会の規定はなかったけれどもやっておられたということに尽きるのです。ですから、問題は、右側の方に書いて頂いた新しい河川法のもとでの住民意見の反映というものについての反映の仕組み、或いは手続であり、それはわかりやすく書いて頂いたと思います。

ただ、これは「対話集会」に限定してしまっているのですね。それは違うと思います。もちろん説明的なものはあるわけですし、討論をいろいろやる、住民の方から主に意見を聴く、聴取等もあり得るでしょうし、そういうものは他でも実施していると思いますし、従来実施してきたと思います。それはそれなりに意味があって、住民参加部会でもそういうことは当然の前提にしてきたと思います。それに加えて、河川法改正の住民意見の反映という言葉わざわざ使って規定を設けたわけです。住民意見の反映を実質的に実現するものとして、これまで行われていなかったような対話集会を付加するということに意味があると思うので、フローで表す場合、従来のような説明もあって、他にもありますということがわかるようにしておかないと、対話集会で全部集約されてしまっているかのようにもとれます。住民参加部会としての意見はそうではないと思います。

こういう新たなものもやらないといけないけれども、情報提供等を主眼とした説明会、疑問に答えるための説明、意見を聴かせてもらうための集会、今回我々が言っておりますテーマを決めて意見対立があるような問題に関係者に集まってもらって、公正なファシリテーターの司会によって議論をして、何らかの合意形成を目指して意見交換するという対話集会、こういうものがいろいろありますということがわかるようにしなくてはいけないと思います。本文はそういうことを書いていると思いますけれども、こういう図解をするのであれば、そのように少し工夫をしなくてはいけないのではないかと感じました。

#### 川上委員

私も今、寺田委員からのご指摘がありまして気づいたのですけれども、全体の住民意見の反映についてのまとめは、結構な内容なのですが、図がそれを的確に表現していないという問題があります。特に右の「対話と討論」のところ矢印が一方向になっておりますけれども、少し工夫して、「対話と討論」が双方向性で行われるということを表した図に変更してはどうかと思います。

もう1つは対話と討論のプロセスで代替案の検討が重要ですので、そのことも盛り込んだ方がよいのではないかと思います。

「合意形成」についてはまた後ほど議論が展開されると思いますけれども、ここにおける「合意形成」というのは、1つは対話のテーマについての合意形成であるということと、もう1つはあくまで対話集会での合意形成であって、これをもって社会的合意形成と言える場合もありますし、言えない場合もあるということでもあります。

しかしながら、ここにおける「合意形成」は河川管理者が最終的な意思決定を行われる時に、重要な参考事項になるということと言えます。そのことは資料2-2-1の11ページの「最終意思決定(住民意見の反映)の態様」というところに詳しく述べられていますけれども、今申し上げたような2点について、何らかのコメントがないと、これをもって社会的合意と判断されると困るのではないかと思います。

三田村部会長

先ほど組織をご説明いたしました、打ち合わせの時に川上リーダーに 部、 部のとりまとめについてのコメントを1、2分お願いしておりました。

川上リーダーのもとで第 部を荻野委員、第 部を山村委員で、私と嘉田部会長代理は調整役ということで、これを受けましてから、作業するまでに殆ど時間がありませんでしたので、荻野委員が精力的におまとめ下さったものを、私どもは十分理解していないでここに至っております。

私も含めて作業部会の委員の方は、宿題としてもう一度丁寧に読んで、これでいいかどうかを確認しないといけないと思います。これは明らかにミスだと思います。この図を入れること自体もう要らないのではないかと思います。「はじめに」ということですし、大事な部分をコメントで文章の中に入れる程度でよいのではないかと思いますけれども、その辺も含めまして、もう一度作業部会に戻させて頂いて、処理させて頂いてよろしいでしょうか。

藤井委員

フロー図にまとめるのは難しいと思いますが、図にあらわすのが要らないということではなくて、工夫してこの図は入れて欲しいと思います。

どのような紙ものでも、どのように変わるという時には、普通まず図から入ります。図があると全体構造が見えて、次に、内容はどうかと入っていきますので、寺田委員のお話を伺っても、ここにどう文言を入れるかというのは難しい作業ですが、外さずに何とか工夫してこの図示はして頂きたいと思います。

三田村部会長

私が申し上げたのは、「はじめに」の部分では要らないのではないのでしょうかという意味で、対話集会のところに残すという手はあると思います。

米山委員

先ほど寺田委員がおっしゃったフロー図についてですが、できるだけシンプルなものに

した方がわかりやすいと思います。あまりごてごて書いても意味がありません。

よく言われる手法ですけれども、「対話集会等」と、「等」をつければ公聴会やいろいろなディスカッションといったものを全部包括した形で、これらを「対話集会」という言葉で代表させるやり方でよいのではないかと思います。

あまり並べても何だ、これはまた昔の話ではないかということになりますから、対話集会を浮き彫りにするためにはむしろそういう形で処理して頂いた方がよいのではないかと思います。

図にすることには賛成で、このような一目でわかるものを出して頂くことは大事だと思います。

田村委員

私は先ほどの寺田委員と同意見です。この図は誤解を招いているということです。特に新しい意見ではありません。

三田村部会長

また全体を通してご意見を頂くことにします。3、4ページの「2.住民意見の聴取・反映・公表等の手法について」、「3.対話集会に付帯する住民と連携した調査等」についてご意見はありませんでしょうか。

山村委員

3ページの 下の1のところです。部会の意見のところでも私も修正したいと思って、意見を言おうと思っていたのですが、「意見の反映の基礎には、単に『住民に意見を伺う』という消極的姿勢」と書いてあります。説明資料(第2稿)には「住民に意見を伺う」という言葉が「はじめに」のところに書いてありましたが、今回の基礎原案ではそれが修正されておりまして、「住民に意見を聴く」と変わっています。ですから、ここの「伺う」は「聴く」に修正した方がよいと思います。部会意見でも修正を提案しようと思っていました。「伺う」よりは「聴く」の方が少し積極的になったかと思いますが、まだ意見を聴くだけでは、協働的な住民参加とは言えないのではないかと考えております。とにかく「伺う」を「聴く」にしてはどうかということです。

川上委員

今の「伺う」という言葉につきましては、ここのところは消極的姿勢を説明するために一般的に書かれている文言でして、必ずしも基礎原案と合わせる必要はないのではないかと思います。

嘉田部会長代理

先ほどの寺田委員との関連なのですが、こういう文章は個別の部分に目が行って、構造になかなか目が行きません。こういう場に来て、行間の意味構造のところは気になりまし

た。

改めて申し上げたいのですが、例えば4ページ「3.対話集會に付帯する住民と連携した調査等」とあるのですが、全体として対話集會だけが強調されているのですね。住民生活の現場というのは言葉にできないこと、経緯も含めて大変深いものがあります。30年来、住民意見聴取を仕事にしてきた立場から申しますと、いわば言語化されない後ろの状況といたったものがあるということを書いておく方がよいのではないかという意味で、対話集會に付帯するのではなくて、関連する調査研究等は必要だということを書き足したいと思います。

例えば4ページの下から4行目ですが、「対話集會に付帯する住民と連携した調査研究等を粘り強く進めるべきである」とあります。これは、場合によっては対話集會に先行して、そこに出てくる人たちの意見がどういう自然条件、社会条件、歴史条件の中で出てきているのか、或いは、集會を進めている中でいわば一種のフィードバックとして、現場の状況をもう少し詳しく見てみようという部分を汲み上げておかないといけないと思います。言葉の上の合意が現場に行った時に実態を反映しないということ、今まで行政の方もたくさん経験していると思います。全体として対話集會だけが住民意見の反映という意味合いになってしまっているのですね。

最後のところでもそうなのです。検討会でも申し上げたのですが、対話集會こそが住民参加の柱であるという文言も、例えば11ページにあるわけですが、この辺りは先ほどの寺田委員や田村委員のご指摘とも関わるとは思います。構造的に少し対話集會の背景を調査研究なり、或いは私たちが地元、地域から学ばせて頂く等も含めて、3のところにも数行でも追加できるとよいと思います。

#### 荻野委員

嘉田委員がおっしゃたことはよくわかるのですが、住民意見の反映と、住民参加部会の意見書があります。住民参加部会の意見書の方に住民参加ということについて包括的にいろいろな手法、仕組みについて書いて頂いているわけです。ここは住民意見の反映ということを取り切った部分で、住民意見の反映の一番大事な場は、対話集會に求められるということです。対話集會は全てをカバーするものではないので、周辺のものがあるだろう、周辺のものとの対話集會とがリンクしないといけないというような筋書きで書いてあります。

住民参加全般についてのことは、部会意見書の方に書いてあるということを書き前の2ページの一番下の段落で書かせてもらっています。その辺はきちんと振り分けてメリハリをつけた方がよいのではないかと思います。この部会でもそのように話されていたと理解しております。その辺、どのように調整をするか、或いは調整できなかつたら、もう少し具体的にばらしてしまう必要があるかと思っております。

#### 山本委員(他部会所属)

今の部分なのですが、4ページの下から4行目の終わりにも出てきます。10月17日版の素案で読んだ時には、ど

のように修飾がかかっているのかがよくわからなくて、あいまいに感じました。どこかに点を打って頂く等するとありがたいと思います。

また、「付帯する調査研究等」というのがよくわからなくて、「住民と」にかかるのかなと思った時もありました。その後、「さらに」というところは今2行になっているのですけれども、前は3行でわかりにくかったのですけれども、簡単に整理して頂いて、こういうことをおっしゃりたかったのだなということがわかったのです。「計画策定に参加した対話集会のメンバーを中心に」というところは、この通りでよいのかということをもう一度皆さまにお聞きしたいと思います。

三田村部会長

今のご意見に対していかがでしょうか。

住民意見の反映方法の第 部が新たにできた経緯につきましては、先ほど荻野委員がおっしゃった通りです。従いまして、ここに住民参加のことを全て書き込むということではないと思いますけれども、主に提言別冊に沿って、いかにして住民意見を反映して頂くかについて書くということだと思います。大きな部分は、提言別冊にある部分の総括のようなものを書くということによいと思いますが、そこに至るまでの経緯を丁寧に記さなければならぬことも事実です。

4 ページの 3 に関しては少し整理させて頂いて、対話集会の部分に入れた方がよいと思っているのですけれども、流れの中では対話集会の部分が先に出てしまっているということもあります。

塚本委員

前の 031017 素案と、今回頂いた 031023 案は相当違うのですね。031017 素案の最初の「はじめに」のところで、1 ページ、「ここでは『計画策定における住民意見の反映』に限定して述べた」ということなら、これはよくできてきたと思います。

しかし、住民の実態、住民同士のやりとり、それからこういうことが起こってきた理由ということがあって、この様な対話集会が有効であるという実態が感じられないのです。全体、まとめも含めてです。住民そのものがどういう活動をし、日常どういうことをしているのかがここではわかりません。河川再生ということも住民の暮らし全般への活動の 1 つとして入っているわけです。いろいろな調整やつなぎということがどう実行されてきているのか、またはされていないのか、或いは住民がどのくらい関心がないのか、関心があるのか、或いはどういう人がどれほど行動を起こすのか、起こさないのか、そういう実態に対しての議論が殆どなかったのです。

その分ここにそのことが現れていなくて、この形でやれば合意が得られますとか決まりますというようなことでは、せつかくここまできて、治水のことや各部会などのまとめが確立されてきて、そして河川整備計画の原案ができて、そこで今後やっていく中で、住民意見の反映ということは、殆ど実行になっていかないのではないかと思います。形で決まっても本当に推進されていないということ、ここで言うべきでないかも知れないけども、

活発な議論が必要だと思うので、述べさせていただきます。

三田村部会長

今日頂いたご意見を反映させる方法についてここで伺いたいのですが、こういう形態でご意見を頂いて反映するのは難しいと思います。従いまして、文章で、庶務を通して、或いは荻野委員に直接でもよいですから、ここをこうした方がよいということを出して頂きたいと思います。後のご判断は、担当して頂いた荻野委員並びに川上リーダー、或いは私どもに委ねていただくことにしたいと思います。そうでないと、よいアイデアを頂いても、聞いておくだけでは何もできなくなるかもしれません。ここの部分に入れる等と明記して、文章をお願いします。

塚本委員

後のまとめの方はよくできていて、基本というものがあって、使って下さいという参考としてはよいと思います。

田村委員

全く形式的なことですが、4ページの2と3がどうも座りが悪いと思いながら読んでおりました。

全体の構成ですが、まず3ページは、「1.住民参加の基本的な考え方」として、これまでどうしてやってきたかというので、次は5ページから8ページの「4.3」までが入るのではないかと思います。それから、今後は対話集会に行くだろうからということで、対話集会でまとめて頂いたら読みやすいのではないかと思います。内容はあまり変えないでよいと思います。

川上委員

今日の議論の進め方ですが、意見書の構成で、  
、  
、  
と並んでいるのでから始めましたけれども、この  
の方はどちらかという各論的なので、本来は、  
住民参加部会とりまとめの方から入っていくべきではないでしょうか。

まず部会のとりまとめの検討をして、もう一度  
に戻るというスタイルの方がよいかもしれません。

三田村部会長

本来はその予定でいたのですが、  
の河川レンジャーと社会的合意、特に河川レンジャーが全く新しいご提案ですので、最後、審議未了になる場合の扱い方というので終えたいという問題があってそのようになったのです。

もう1点は、  
の部会意見は、河川管理者はご覧になると思いますけれども、一般の方々  
はあまりご覧にならないように思います。各7部会からとりまとめが出てまいりますので、  
第  
部は膨大な資料になると思いますから。そういう意味では、第  
部を丁寧に表現する

方が大事だと思います。部に書いてあるから部はよいというのではなくて、重なってもよいから部に必要な部分は書いておくべきだと判断しております。

そういうことでよろしいですか。今ご意見を頂いて、では部からといく訳にはまいりません。部でその部分は触れてありますというコメントを頂ければと思います。

#### 本多委員

資料2-2-1の4ページに「2.住民意見の聴取・反映・公表等の手法について」というのがあります。これがどうなるのか今の意見ではわかりません。

議論の中で明確に出てきた意見が、整備内容シートの中にその通り書かれているというような反映をして下さった事例も多々あります。一方で、例えば先日、傍聴者の方々がかなりダム中止をおっしゃっていました。ですからやめますとはどこにも書いていないけれども、その意見を何らかの形で聞いておられるということがあると思います。

ところが、そういう人たちに意見を聞いてみると、いくら言っても河川管理者は意見を聞いてくれない、と言います。この間私が行きました住民対話集会にも、あれだけダムに強く反対していた人たちが来られてないのです。後で聞いてみたら、何遍言っても一緒だからもう行かないという発言が実はありました。それは違うと私は思いました。

行政の人は、そういう意見を書き込むという反映の仕方はされていないけれども、聞いたことを心に受け止めるという反映の仕方もあると思います。けれども、それがうまく表現されていないので、意見を言われた人から見ると、行政はいくら言っても駄目だと見えてしまうのです。

要するに、「文章には採用しなかったけれども、そういう意見も承って、心してかかります」という受け止め方をもったの反映もあるという気がしてならないのです。住民から、本当に聞いているのかという不信が逆に返ってくる状況を払拭できないと、今後住民意見がスムーズに議論できない気がします。

ですから、そういう目に見えない反映の方法、或いは相手に伝わるような表現の方法が必要だという気がしています。

#### 三田村部会長

先ほど申しましたように、文章でお願いできましたらありがたいと思います。

早く終わられることを期待していたのですが、幾つか問題があるようで時間的にうまくいきそうにありません。これを全部やるだけで今日は時間を費やしてしまいそうなのですが、どういたしましょうか。

#### 塚本委員

このまま進めていかれたらよいと思います。26日まで委員の意見募集がありますよね、そこに出しておけばよいのだと思うことにしましょう。最終的には、河川管理者がどのように実態としてやっていこうかということと、この第部がどのくらい実態や状況に対して整合性がある、どこが使えるかということにかかってくると思います。

もうここまで来ましたら、このまま進行していかれて、ここで修正できないような根本的な意見の違い等は、それはそれで委員の意見として出すということではよいのではないですか。

三田村部会長

ありがとうございます。他にご意見はありませんでしょうか。

最悪のケースを考えるなら、第 部についてはもう一度ご承認の機会をつくるということも可能です。一度 29 日の委員会に提出いたしまして、その後修正も可能ではありますが、できれば避けたいと思っております。

今、塚本委員が後押しして下さったように、もう一度大きな部分について、これは困るというところがあれば 26 日の夜までに、ぎりぎりでも 27 日の朝 9 時までに庶務にご提出頂ければ荻野委員はがんばって下さると思います。もうその時は荻野委員 1 人ではなかなかまとめることはできないかもしれませんが、荻野委員を中心に作業部会全員でまとめるということになるかと思えます。そういうやり方でよろしいですか。

嘉田部会長代理

その際、具体的には、このページのこの文章をこのようにするという、抽象論ではなくて具体的文言として出して頂くということでしょうか。

塚本委員

まとめていかれる人は、自分が校正していきながら作り上げていくのですから、言葉を次々継ぎ足すということはしんどいと思います。

前回の検討会の時に主要な意見は出尽くしたと思います。検討会で出されたご意見を参考にしておつて頂ければ、ある意味ではそれで十分ではないかと思えます。

三田村部会長

弁護するわけではありませんが、なかなかその時間がないといいますが、それだけの能力を私たちは持ち合わせてないといいますが、これはもともとある資料に沿ってまとめた結果だとお考え頂かざるを得ないと思います。あと一月もあれば何とかなるのかもしれませんが、1 週間程度で全く新しいものをつくったのです。

それでご勘弁頂くというのは筋違いですけれども、それをご理解の上、前回の意見も含めまして、訂正ではなく根本的にいじりたい部分も含めて、ここにこういう文章を入れなさいとか、こういう文章は趣旨が違うので削りなさいとか、或いはこの文章は全面的に書きかえてこういう文章にきなさいとか、そういうご意見を文章で頂く方がありがたいと思います。そうしますとこちらで考えやすいです。

前回の検討会の意見を反映させるということは、現実には、この状態では難しいと思いますので、そういう形でいかがでしょうか。



塚本委員

はい、結構です。

米山委員

部会長のお話では、これを書きかえるための意見を出せというような言い方ですが、本来これはよくできていると思います。100点満点の99点はあると思います。

ですから、それ以上、どうしてもこれはということがあればあって、なければ、この会でご承認頂くという方向でまとめて頂く方がよいのではないかと思います。あまり慎重にやっていたら、来年になっても慎重でやらなくてはしょうがないということになりますから、瑕疵があるとしてもそれはやむを得ないことなのです。

これは「住民意見の反映について」ということで、対話集会でやりましょうということをお呼びするのための文章なのですから、それ以上細かいところまでこだわる必要はないと思います。フィードバックを受けて、今後変わっていくものだと思います。そのようにご理解頂いた方がよいのではないかと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。心が軽くなりました。ところが、そういうわけにはいかないと思います。

寺田委員

私は反対です。

先ほど部会長がおっしゃったように、もう一度最終的に読み返して、ここだけは大きく変えなければいけないというところがあれば、意見を出して頂いた上でないと、これで基本的に了承しろというのはおかしいですよ。

それでしたら、今ここでちゃんと議論をして、本当に重要な部分で変更するところがないかどうかを確認しないと駄目だと思います。私もまだまだたくさん意見はあります。大事な部分もあります。他の方もご意見はあると思います。ないというのであれば、ここで基本的に了承をとったらよいと思いますが。

先ほど部会長がおっしゃったのは、日曜までに具体的な意見があれば出すということでしたので、それを踏まえて、その後は作業部会にご一任するということにはならよいと思いますけれども、これを基本的にこの場で了承しろというのは反対です。

三田村部会長

先ほど大きな修正案もと私が言いましたのは、流れを変えるようなご意見になりますと対応できなくなりますので、大筋はこれで認めて頂いて、ここにこういう部分を挿入して頂きたい等のご意見の方がありがたいということです。或いは、全然駄目だというご意見も頂いてもよろしいのですけれども、その場合にはもう一度、運営会議はないので、芦田委員長に頭を下げてということになるかと思っています。

私としては、大筋はこれでいって頂いて、大きく重要な部分は変えていくという、建設的なご意見を文章でお願いしたいということです。

田中真澄委員

米山委員もおっしゃった、とにかく時間的に差し迫っているということはよくわかるのですが、この資料も、今日にしたところです。委員の意見は聞かなければいけない、これは読まなければいけない、なかなか自分の考えがまとまりにくいところもありますので、今日結論を出してしまうのは無理があると思います。

部会長もおっしゃったように、骨組みとしてはもうこれでよいということで、皆さまそれぞれ、部分的に疑問を感じているところがあると思います。時間的なこともありますから早急に意見を出すという方向でいった方が、今日結論を出すということは無謀ではないかと思っております。

嘉田部会長代理

手続的なことですが、重要なので確認させていただきます。田中委員は今日これをここで初めて見られたのですか。

田中真澄委員

そうです。

嘉田部会長代理

数日前に庶務の方から、確実に皆さまの手に届くようにお配りをしているはずですが。もしそうでなかったら、今日このような議論はできないのです。

三田村部会長

もちろん修正版は今日初めてです。

嘉田部会長代理

修正版は初めてですが、その前の段階は既に配られているはずですが。微修正は入っていますけれども、全体のところはお配りをしているということです。

田中真澄委員

私のミスだと思います。

三田村部会長

その部分だけ確認してご意見を頂くようにしたいと思います。

先ほど、根本に返るようなことは避けて頂いてと申しましたのは、委員の方には20日までにこれについてご意見を頂きたいということです。もう1つの部会とりまとめについて

もご意見を頂きたい、それを反映することは可能ですとご案内しております。それ以降の意見については、27日月曜日の作業部会で参考にさせていただきますということにしております。でないと29日の委員会に申し上げることができません。その通知を出しております。本来今日の議論はその約束違反ですけれども、時間的なことが主な理由です。これはとっても無理だという部分は、先ほどのお約束を超えてもう一度意見を出して頂きたいということです。よろしくお願いいたします。

塚本委員

実態により進むものは入れていくとして、もう1つは建設的に、こういう内容は、こういう実態があって将来はこういう方法があるのではないかというような参考意見ということで残すのもよいのではないですか。

ある意味では、この後のまとめもよくできてきているのですね。(この時点では「河川レンジャー」、「合意」の項目はない)私は、修正で、この意見の反映に限定して述べますとなっていたから、それだったらよしということであったのです。他のことに対しての意見は参考意見ということで後に送らせて頂きたいと思います。

三田村部会長

河川管理者は、合意形成というのは非常に難しいとお感じになったと思います。部会の中でも合意形成を導くのに、n回あろうと無理かなと思っているところです。でも、期限ということがありますので、強引にでも、後で私は頭を下げてでもまとめなければならぬと思います。

先ほど、できれば部分的にと申しましたけれども、ここの部分はあちらに持っていけ等というご提案はして頂いた方がありがたいです。読みやすいようにするためには全面的に流れを変えることも可能とお考え下さって、ご意見を頂きたいと思います。

本来は、先ほどご提案いたしましたように、対話集会に行つて 部についてのまとめの議論を閉じたいと申し上げたのですが、少し頭を冷やすという意味において、対話集会だけを残しておきたいと思います。休憩を挟んで対話集会を少しやりまして、第 部の部会意見に入りたいと思います。部会意見も、今日新たにお披露目する河川レンジャーの部分がありますが、時間がありません。休憩時間をできるだけ短く、提案して下さい。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、10分少々休憩をとって頂くことにしまして、再開を11時20分からとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[休憩 11:08~11:20]

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

それでは、審議を再開させていただきます。三田村部会長、よろしくお願いいたします。

三田村部会長

再開いたします。先ほどの続きに移りたいと思います。

第部の「計画策定における住民意見の反映について」のとりまとめについてです。住民意見の反映には、いろいろな反映方法がありますが、一番大きな比重を占めて、住民参加を実現して頂くためには対話集会という形態がよいのではないかとまとめてあります。その部分です。いかがでしょうか。最後のところまで、殆どが対話集会です。

田中真澄委員

また意見を出し合うのですか。

意見を記述にして出すということにしたのではないですか。

三田村部会長

はい、特にということですが。先ほど少し戻りたいということをおっしゃいましたが、大きくは時間をとる予定はありません。

藤井委員

最後のページまでですか。

三田村部会長

はい。

藤井委員

最後の対話集会のイメージ図です。

以前の031017素案、資料2-2-2の最終ページのイメージ図と今日の031023案のイメージ図が大きく変わったのは何なのでしょう。

中心に円卓会議を、031017素案には先ほど部会長がおっしゃった「庶務」も入っておりますし、「自治体等各種団体代表」も全部入っていて、全体がやわらかい感じなのですが、031023案ではまた非常に角の入った形になっています。対話集会のイメージ図は、この丸い形がさらにどうなるのかということを加えるにしても、前回の図をベースにまとめて頂けるとありがたいです。

三田村部会長

今の件に関しては河川管理者のご意見を伺わなければならないのですけれども、後で対話集会について、その他で、経過報告等を出されますので、その時にこういうようなものが1つの考えですとご提案させて頂く程度で、本来は河川管理者がお考えになることだと思います。

私が説明いたしますと、前回の、委員の方々にお送りした031017素案から変わった大き

なところは、円卓会議に自治体の代表や説明者が入っている等というのではなくて、円卓会議に入るのはあくまで対話集会の出席者であるということです。

庶務が入るかかどうかというのは、この庶務の意味が前はわからなかったのですが、今回の新しい031023案では事務担当となっています。これは河川管理者が記録係等を置かれるだろうという想像です。

しばらくは流域委員会に出てくるように言われることが続くと思いますけれども、できればオブザーバーとして参加させて頂きたいということです。委員が1人か2人入って、もう1つの席に、今の流域委員会の庶務に出て頂きたいということです。それは私どもの能力不足の表れでもありますけれども、そのようにして補助して頂きたいということです。

河川管理者が初めにご説明なされるかどうかは河川管理者がお決めになることですからわかりませんが、ファシリテーターが河川管理者に意見を求める場合が多々あるかと思っていますので、こういう形はどうかというのが、今日お披露目いたしました新たな図です。

前回と殆ど変わらないのですが、位置関係を少し変えたということと、何かお月さんの半欠けのようなものをまとめただけです。

#### 川上委員

前のイメージ図では、住民のところは「住民代表」となっております。これは住民の代表ではありません。意見を述べる人ということです。新しい図では、A、B、C、D、Eとなっています。

#### 藤井委員

はい、内容的にはもちろんこれなのですが、イメージの図示の仕方ということで申し上げたつもりです。

#### 山本委員(他部会所属)

イメージの図示ということでは今のご意見でいいのですが、対話集会の場所の設定や、どのように座って頂くかとかいうことは大事だと思います。どのくらい距離が離れていたら懐を割って話し合えるのか、人数の問題もありますし、専門家の方のご意見を取り入れて、今後、望ましい配置か、実のある合意形成に向けた話し合いのできるようなセッティングであるか等、セッティングの問題は大きいと思います。

だれを出席させるかというような話はここで書かれたらよいと思いますけれども、そういったことに関しては河川管理者の方もお悩みではないかと思うので、今後専門家の方のご意見も取り入れて、セッティング図を積み重ねていかれてはどうかと思います。

#### 三田村部会長

今のご意見は河川管理者におっしゃったと理解しておきたいと思います。ここで議論すべき内容ではありません。河川管理者側でおやりになることで、それに対して流域委員会、特に住民参加部会は関わる部分が多いのでお手伝いするという事です。

例えば打ち合わせ等で、どういう配置がよいでしょうかというご質問を受けましたら、今のご意見を参考にして頂いて、そこに座られる委員がありましたらコメントして頂きたいと思います。そういう結果を集めていって、河川管理者はよい形になさっていくと思いますので、そのところは解決すると思います。

よろしいでしょうか。

田中真澄委員

031023 案の4ページで、先ほど少し議論になっていたと思いますが、下から3行目、「これらの重要課題は単に対話集会だけで合意形成が達成されるはずはない。対話集会に付帯する住民と連携した調査研究」というのは、つまり、対話集会というのは、例えば先ほどおっしゃったように、シンポジウムもフォーラムも、或いは公聴会や円卓会議も全部総称していると認識しているのですが、具体的に「調査研究」というのは、例えばどういうことが挙げられるか教えて頂きたいと思います。

三田村部会長

それはこの部会でしかお答えできないから意見では駄目ですね。荻野委員、お願いいたします。

荻野委員

対話集会とここで述べているものは、私のイメージではかなり限定的に考えています。フォーラムやシンポジウム等、いろいろなものを全部含めて対話集会とは私は考えてないのです。住民意見の反映という形で、河川管理者が住民意見をどのように聴くかということの1つの重要な、中心的な手法としての対話集会というものをイメージして書いたつもりです。

ですから、ファシリテーター、或いは出席者をしっかりと選ばないといけないというようなことを書いています。テーマについても、絞り込んだテーマにしないといけません。テーマが決まると、出席者やその他、いろいろなものを決めなければいけないので、テーマを決めることによって全体構造の仕組みをつくるというところに大事なポイントがあるかと思い、そういうことをこの6章で書いています。

今ご指摘頂きました「調査研究等」というのは、ファシリテーターが討論をやっていく中で、例えば資料が必要だとか、もう少しこういうことを調査しなければいけない等、合意形成の過程の中でいろいろなことが出てこようかと思っています。この前の版ではタスクフォースという言葉を使ったのですが、これはあまりよくないと思って変えました。

例えば流域委員会はいくつかの部会をつかって、部会の中でまた作業部会をつくり、また検討会をつくる等、掘り下げてまとめていく作業をやりました。同じように、対話集会においても、テーマによっては、掘り下げていかなければいけない部分が出てくると考えられます。そういうことを想定して、4ページの「調査研究」というのは、専門家が一方的に資料を提供し説明するのではなくて、住民が参加した形で、住民も納得がいくまで、住

民がわかるまで連携して研究するという意味です。これは、専門家が説明し何とかするのではなくて、住民の対話の中で、住民との関係でやっていく仕組みをイメージして書いたものです。

ここで言う「対話集會に付帯する」、「住民と連携」するというのが、第3節全体の1つのバックボーンになっていると私はイメージをして、そこから順番に仕組みをつくっていったらどうかという提案です。そうすると、河川管理者も、河川整備計画を立てる段階で考えやすくなるような1つの筋道ができるのではないかと思ったのです。

ですから、塚本委員、田中真澄委員のご意見からすると、住民というもののとらえ方が少し狭いと思います。住民意見をこのような形でまとめていくのは早過ぎるという感じをお持ちだということとはよくわかるのです。ただ、全体としてこういう仕組みかなと思って書いたのです。

三田村部会長

今のご説明でよろしいですか。

田中真澄委員

はい。

川上委員

一般意見の聴取反映方法についての提言別冊の本文では、意見聴取の方法として対話集會というものを提案しましたがけれども、本文の中では一言も、対話集會は合意形成のための手段だということは述べておりません。付録のところに、哲学者の内山節さんが書かれた合意形成についての文章を引用して参考にしていただけで、対話集會を合意形成の手段としての位置付けはしていないわけです。

ですから、今回の住民意見の反映についてのとりまとめも、そのことを念頭に置いて対話集會を論じて頂きたいと思います。

田村委員

田中委員の質問の続きで、確認なのですが、4ページの最後の2行です。河川整備計画策定後、対話集會のメンバーを中心に検証、確認のための機関の設置とあります。これまで議論がなかったと思いますが、これは新たな機関の提案ととらえてよろしいのでしょうか。その辺が気になりました。これまでの流れでは、流域委員会が、本来、このような仕事も継続していくのだと考えていたのですけれども、別の機関になるのでしょうか。

荻野委員

この一文ですが、住民参加部会の意見書を作成する前の段階で、理念班、実践班、展開班と分けて議論をいたしましたね。その中の理念班のところでのこの文言が入っているのです。河川整備計画基礎原案から河川整備計画にいく間に対話集會で議論をし、河川整備計

画に盛り込まれたということで、河川整備計画に盛り込まれたものが、今度は事業を実施する段階で、思ったような形の事業がきちんとできているかどうかということフォローアップする必要があるという意見を、理念班と実践班と展開班で出して頂いており、大事なことだと思っております。

ただ、もともとは対話集会のメンバーを中心には書いていませんでした。不可能かもしれませんが、合意された事項の検証・確認のための機関の設置ということについては、住民参加部会では了解といたしますか、よいことだとは見てもらったのではないかと理解しております。対話集会のメンバーを中心にとするのは、余分なものをつけ加えたかもしれません。

#### 田中真澄委員

先ほどのことなのですが、荻野委員が言われたように、対話集会の解釈の幅が少し狭くなった、つまり、フォーラムやシンポジウム等までは考えていないということでした。そういうことからいわゆる対話集会だけでは合意形成はできない、ということはわかります。それでは、どのようにその後進めていったらよいのかという問題だと思います。

つまり、今申し上げたような、いろいろな時間と機会をどんどん積み重ねていって最終的に合意形成に向けて、一層努力していくという、そういう意味合いと理解してよいわけですね。

#### 荻野委員

同じページの上から3行目、2のところなのですが、「ただ、対話集会だけが意見聴取の場ではなく、それ以外に」と書いています。「それ以外」のところに流域委員会のもとで、わざわざ書いていますが、対話集会だけがおっしゃる通り、全てを決するような意見反映の手法ではないということは理解しているつもりです。

ただ、対話集会というのはあくまでも河川管理者が主催するものです。河川管理者が河川整備計画を近畿地方整備局長の名のもとで決定するというこの中の1つの手続です。住民側にはもっと幅広い手法がありますということです。それを流域委員会がいかに集約して、河川管理者や、住民に、それぞれ必要なものを情報伝達するかというような手法も、それこそが本当は重要であるということを2のところでも述べたつもりです。

こういう多様な手法の中における対話集会の位置付け、対話集会はあくまでも公式なものであり、河川管理者の河川整備計画が完成するまでの間の1つの大事な過程なのですが、それだけではなくて、住民の意見というのはもっと幅広くあるということです。その住民意見の幅広い部分は住民参加部会の意見書の方で、包括的、網羅的に書いてもらっているということで、2つの意見書の役割分担の整理と理解して頂くと、この対話集会という意味合いがもう少しはっきりと出てくるのではないかと思います。

#### 塚本委員

最初から固定したイメージを持つから大変なことになってくると思います。どれだけ多



くの、いろいろな分野の人たちに知ってもらえるのかということ、それから、話し合う中で、現状としてどういう問題点があり、今の状況はどういうものかということを通じた認識にする、これは委員会でもそうだったと思います。

それが有効であると、円卓会議にするような状況は、どれだけ多くの人たちが共感を持って意見を述べたりしながら知っていくか、自分も参加しているというものになれるかどうかということですね。それがこの対話集会、言葉が行き来し、聞いている人も自分の意見が反映されるというようなやり方で、今までのようなシンポジウムで一方的なやり方では人々は、行動を起こさないのです。

今回の整備計画は、新たなものですからやはり動きに変化がありますよね。動かないと実現しないのです。ということで、住民の人たちが、或いは河川管理者の人も含めて学習していくという過程もこの中に入って来るわけです。ですから、最終的に、いろいろな分野の代表的な人たちがこうして集まって、お互いに意見を述べ合って、現況がこうであって、どうしてもこれしかないという意見が出てきた時には、それは合意に近づくということになり得るわけです。ですから、このやり方というのは、幅があって有効性があるわけです。

但し、最初に述べたように、住民自身が、住民対住民、いろいろなことで活動し動きが興る状況ができてこそ、このように集約して、最終的には合意に近いようなものにまで持っていける可能性は十分あると思います。

#### 嘉田部会長代理

時間は無制限ではありません。先ほどの議論に戻ってしまっているのが、塚本委員がそういうご意見なら、このところにこういう文章を入れて欲しいということ、27日朝までに出して下さい。私たちの意見は文字にしないといけないものですから、今のことは大事だと思いますので、文章で出すようお願いしたいというのが、先ほど合意したことだと思います。今日は12時半までということですが、後半の部会意見のところまで、何らかの形で入らないといけないので、戻る意見はここでは遠慮して頂けたらと思います。

#### 寺田委員

先ほど川上委員が端的に大事なことをおっしゃいました。対話集会の目的は住民合意の形成、社会的合意の形成ではないということです。ところが、9ページでは混乱しているのです。8ページの終わりの5.2という項目、8ページの終わりから9ページにかけては、きちんとこの目的のところは書いてあります。ところが、6.2の会議の形式のところ違うことが書いてあるわけです。ここで2行目から書いてありますように、対話を通して河川整備計画の合意形成を図ると書いてしまっているのです。これは明らかな混乱ですので、修正しないといけないと思いますし、もちろん27日までに意見として出します。これから議論されると思いますが、社会的合意ということと、対話集会の関係は混乱しないようにしないといけないということだけ、申し上げておきます。

三田村部会長

その件に関しましては、作業部会でも修正したつもりですけれども、まだ残っていたのだと思います。いわゆる円卓会議で結論を求めるかどうかは別個にして、求める場合には何らかの合意が必要だろうということになっていたのです。それは河川管理者、或いはファシリテーターがその場をおさめる、対話集会をおさめるにあたっての一応の結論といたしますか、その場合の手續のようなものがここに残っていて、表現の混乱があるのだと思います。

申し訳ありません。先ほどのようなご提案で、29日の委員会に提出したいと思います。よろしいでしょうか。もう一度確認です。重要な部分につきましてはの確認は26日の夜までです。ぎりぎりでも27日の9時までに出して頂きたいと思います、或いはファクスで庶務までお願いします。

大きな変更を希望なさる場合、或いは重要な部分につきましては、できるだけ早く出して頂きたいと思います。そうしますと、荻野委員を中心といたしまして、考えることができます。そうでないと作業だけに終わってしまいますので、大きな変更、重要な部分につきましてはできるだけ早く出して頂いて、そしてそれを私たちの間で共有して変更を持っていけるかどうか判断していきたいと思います。それでも難しい場合には、出された委員の方にもう一度問い合わせるといった作業も必要かもしれませんので、できるだけ早くお願いしたいと思います。

これは一応終えたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

1点だけご質問させて頂きたいのですが、今、対話集会について我々は準備をしているのですけれども、人選について、以前に頂いていた提言では、円卓に着く方について、ファシリテーターが選ぶとなっております。私どもも、それに従ってやろうとしているのですけれども、今回明確に、河川管理者が選ぶと変わっておりまして、これから委員の方々の中の議論で出てくるのかかもしれませんが、人選というのは大事だということも指摘されておりますので、この点についてはどちらがよいのか、或いは、どちらでもよいけれどもこうなのかというようなことも含めてご議論頂ければと思います。

三田村部会長

具体的にどこですか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

資料2-2-1の10ページの7.3に、「出席者の選定は、河川管理者が流域委員会の助言を参考にして決定する」とありますが、以前の提言、030516版とは異なっておりまして、異なっても結構なのですが、こちらの方がよいということなのかという質問です。

三田村部会長

明らかに間違いだと思います。ファシリテーターが最終選定をすべきだと思います。出席者の募集は河川管理者がなさるだろうと思います。よろしいですね。提言別冊が正しいと思います。

荻野委員

提言別冊に合わせて修正させていただきます。

三田村部会長

手続としては河川管理者が意見を述べたい人を募集して、同時にファシリテーターも選定されて、そのお手伝いを委員会が何らかの形でしましょうということだと思います。

川上委員

念のために、提言別冊でどのように書いているかということを説明しますと、対話集会の円卓につく関係住民は次の方法で選ぶということで、河川管理者は対話集会に参加する人を、会議のテーマを明記して公募するというにしております。参加を希望する関係住民は、応募時に意見書を提出し、その意見書を見て、ファシリテーターが中立的な立場で円卓に着く人を選ぶという手続になっております。

三田村部会長

ということもありますので、委員の方々がご了承頂ければ、反映度は小さいかもしれませんが、河川管理者からも質問を寄せて頂くということをした方がよいと思います。もうこの際ですから、ご遠慮なせずに、ここはどういう意味なのか、或いは、これは間違いではないかということをご提案頂ければと思います。よろしくお願いします。

よろしいでしょうか、これは29日の委員会に持ってまいります。もちろんこのままではなく、27日に作業部会で訂正いたします。それに至るまでの手続は各委員からのご意見をできるだけ反映するような形にしたいと思いますが、あまり混乱させるようなご意見は勘弁して頂きたいということで、閉じたいと思います。これは素案として一応ご承認をして頂いたということでもよろしいですか。手続的には部会で承認をしたものを委員会にということになりますので、特に住民参加部会では、これよりかなり変更があり得るものが29日の流域委員会に提出されるということでご理解を頂きたいと思います。その手続は大事ですので、その手続を了承したということも含めて、これは終えてよろしいですか。

嘉田部会長代理

追加的な手続ですが、27日の作業部会で、住民参加部会の案が具体的にできますね。それを少なくとも28日中くらいには、委員にはお配りして共有することは可能ですよね。

三田村部会長

可能ですが、それに対する反応を頂くことは。

嘉田部会長代理

反応は無理だと思えますが、少なくともこのように直しましたということで、29日に住民参加部会の委員が初めて見るのではなくて、たとえ1日でもメールなりで見るチャンスをつくるということ、手続として入れておいたらどうでしょうか。

三田村部会長

それは私が答えることはできません。庶務、可能ですか。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

はい。

三田村部会長

ファクスも含めてです。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

メールをお持ちの方はメールで送らせて頂いて、メールをお持ちでない方はファクスなりで送らせて頂きたいと思えます。ただ、ファクスの場合ですと、枚数が多いということは事前にご了承頂きたいと思えます。

三田村部会長

それに対する反応の意見を募集することは実効的ではないと思えますので、なしとさせて頂きたいと思えます。

ご理解頂いていると思えますが、作業部会は公開ですので、大きなご意見を寄せて頂いている方は参加して頂いた方がよいと思えます。作業部会の中でこれはこういう意味で言ったのではないということが反映されると思えます。

嘉田部会長代理

27日の時間と場所をお知らせ下さい。

三田村部会長

朝の10時からだったでしょうか。

川上委員

部会内の公開で、一般公開ではないですね。

三田村部会長

部会の委員は自由参加ということです。10時から夜までで、何時にその作業が始まるかわかりません。最悪の場合は翌日ということになっておりますので、来て頂いて、その時と言われても、他の仕事があった場合には、ご勘弁頂くようなことになるかもしれません。10時から夜までといっても、夜だけ来られてももう終わっている可能性もありますので、その辺の情報をどうしたらよいかわかりません。

川上委員

この日は全体の意見書の作業部会も並行してありますので、大変です。

三田村部会長

全体に行く前に住民参加だけでということになると思いますので、10時から午後の早いうちに終わらないと全体に持っていきません。よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

続きまして、の部会意見の中でのテーマ別部会の住民参加の部分です。おまとめ頂いた山村委員からご説明して頂きますが、4、5の河川レンジャー、合意形成の部分につきましては、川上委員が主に担当頂きましたので、その部分は川上委員にご説明して頂くこととなります。特に、河川レンジャーに関しましては、今日初めてのお披露目ですので、少し議論をしなければならぬと思っております。よろしく願いいたします。

山村委員

資料の2-1-1です。一昨日の晩、直前に委員からの意見がいろいろ出ましたので、それを受けて修正したところのみアンダーラインが入っております。ですから、アンダーラインを引いていないところにつきましても、各委員からの意見を参考にして、修正がなされております。アンダーラインの箇所だけを修正したというわけではありません。

時間の関係で要約して説明させていただきます。まず、1)「住民参加の理念目的について」です。第2パラグラフから読みますと、「基礎原案においては、形式的には住民参加の手続きが多く取り入れられているが、住民参加を実質的なものとして保障するためには、行政が今後の河川管理において実質的な住民参加は不可欠の前提であることを正しく理解して、その理念目的を河川整備計画自体の中に示すことが望まれる。」とあります。そして、その住民参加の理念、目的を明確にする必要があるということ述べております。

基礎原案におきましては、住民参加に関しましては、4.1のところでは触れられております。ここの中で評価できるところは、タイトルの中で「住民との連携・協働」と、協働という言葉が入ったということです。国土交通省の河川審議会の管理部会というところでも、河川における市民団体との連携の方策のあり方についてという答申が出ております。しかし、そこで書かれているのは住民との連携だけでありまして、協働という言葉は入っておりません。その点、ここで協働が入ったということは評価してよいと思うわけでありませぬ。

それ以下の基礎原案の中にも住民参加ということがたくさん入れられたことも、評価し

てよいと思っております。但し、その表現方法が不明確であるということで、ここに基本理念のことをあえて書いたわけです。

と申しますのは、基礎原案の中で出てくる住民参加に対する表現は、住民と「連携」して、と書かれているわけなのです。他方、自治体や関係省庁との関係においても同じく連携という言葉が使われています。そうすると、関係機関との連携と住民参加の連携というのは同じレベルなのかという疑問が出てきますので、それは違うということで、何か違うかということをごここで述べたという次第です。次に「住民参加の理念目的」と書いていまして、例えば黒丸の4つめに「連携と協働の場を設置」すべきであるといったことを書いてあります。

2ページに飛びまして、第2パラグラフですが、先ほど申しましたように、基礎原案では住民参加について住民と連携すると随所に出てきます。これは評価される場所ですが、これを実質的に保障するためにもう少し関係、連携についてもあらかじめシステム化しておくことが求められるということをご述べております。

タイトルには協働が出てくるのですけれども、本文の具体的な住民参加のところでは、協働という言葉は出てまいりません。連携という言葉なのですが、この連携には2つの連携が考えられます。それは調整的連携と協働的連携と考えられるのですが、基礎原案を読みますと、調整的連携と思われるところもありますし、協働的連携と読めるところもあります。明確ではないので、もう少し具体的に書いて頂いた方がよいと思います。

次の3)もそのことを書いています。3)の2行目、末尾に「単に住民の『意見を伺う』」とあります。これは説明資料(第2稿)ではこう書いてありまして、今度の基礎原案では「はじめに」というところで、「意見を聴き」と修正されております。従いまして、ここも「意見を聴き」に修正した方がよいのではないかと考えております。

3行目、「共に河川の将来を担う『協働主体』と考えるべきである」と、先ほど言ったことをここで述べております。

その3)の下から2行目で、「ダム建設についての『合意形成』とは何かについて、河川管理者が流域委員会と関係住民に協議しておく必要がある」と書いてあります。これはまた後で出てまいりますので、そこに譲ります。

「2.基礎原案の具体的な整備内容への意見」ですが、基礎原案には協議会というのがたくさん出てまいります。9ページを見て頂きますと、下の方に基礎原案に見られる協議会等を1から22まで列挙しています。これだけのものがあります。中には、基礎原案には載っていない既存のものも入っていると思います。各委員会協議会の中で住民参加をすると書かれているところもあります。しかし、こういう各協議会等で、ばらばらに住民参加がなされますと、全体としての集約が難しくなってしまうので、そういう住民参加についての情報等を一元化するような工夫が必要であろうということをごここで述べてあります。

その次は、住民参加の前提としての情報の公開と共有について述べております。

まず、1)で「わかりやすい情報の提供と公開」、次に3ページに移りまして、2)で「情報の共有」ということです。この共有は行政と住民だけではなく、住民相互間においても情報が共有できるようにして欲しいということをご述べております。そのための窓口ないし

機関を設置することが望まれるということです。

下の方のアンダーラインが5本ほど引いてあるところですが、「住民からの意見には、専門家の発想を超えるアイデアが含まれることも少なくない」と書いてあります。それを効果的に引き出す手法を考える必要がある、そして、そのために「住民によるすぐれた提案に対するコンクールやコンテスト報奨金制度等もひとつの方法である」としています。

先ほど述べました、国土交通省の河川審議会の答申では、この具体的な方法が4つほど挙げられております。その中に、この提案制度の導入というのも入っております。そういうものを参考にすべきではないかと思っております。

3)にいきまして、「より幅広い働きかけの必要性」、自治会、学校、企業等も広く働きかけるべきであると述べています。それから、4)ですけれども、「住民の関心と呼ぶ説明書等の情報提供を行うための具体的なヒント」といたしまして、5つほど挙げております。

次に、5.1.2(2)「住民との提携・協働」です。基礎原案では単に住民と連携するとしか書いてないわけでありまして、具体的に連携の内容や協働の内容についてあまり触れられておりませんので、その内容をここに述べております。詳細は時間の関係で省略いたしますが、下の方に前に黒丸の点がついているところから見ますと、連携を積極的に進めるために部署と専門官を事務局のところに置いて、住民の底力を引き出す必要があるということです。最近NHKで「ご近所の底力」という番組がありますけれども、そういうようなことを引き出す必要があるということを述べております。それから、河川管理者が行う調査についても、住民との連携を重視し、ここでいう連携は先ほどの協働連携の方でして、調査連携ではない、等のことを述べております。

続いて、5.1.2(3)「自治体、他省庁との連携」にまいります。基礎原案では関係省庁、関係機関としか書かれておりませんが、もう少し具体的に、例えば一覧表等を挙げて記入して頂ければよいのではないかとということです。連携の仕方についても、次の5ページに書いていますが、情報公開が必要であろうということです。

5.2「河川環境」につきましては、多自然型川づくりというのが従来から問題になっておりまして、これを再検討するためには円卓方式の対話集会が必要であろうと思われます。「河川形状」、「水質」等につきましても、ここに書いてあるような、協働・連携方式が必要であろうということ、「治水」につきましても同じでありまして、治水部会の方でもいろいろ述べられておりますので、ここでは省略しておきます。それから、「利水」ですが、利水についての住民の連携方法、協働的連携方法について、いろいろ述べています。

6ページにまいりまして、「利用」の「水面」についての対話集会や、環境影響の情報の提供、「河川敷」につきましては、個々の案件ごとに検討するだけではなくて、代替案を含めた環境影響評価を住民参加のもとに行うべきであり、これが協働的連携ではないかと思えます。その他、環境NPOの意見を聞く、委員から意見が多かったのは、環境保全利用委員会です。保全の方に重点を置いた方がよいのではないかとということで、河川保全委員会という名称にすべきであろうということです。委員の構成については、行政と学識経験者だけでは不十分であって、環境保護団体の代表者、住民、河川レンジャー等も入れて、時には対話集会も活用すべきと述べております。占用許可につきましては、占用許可基準に

ついて触れておりませんが、占用許可基準についても、パブリックコメント等に基づいて流域委員会の意見を聞いて案を改定すべきではないかということです。

次に、「維持管理」につきましても、環境影響等につきましても、住民活動団体から意見を聞くことが必要であるということです。また不法投棄について、住民からの通報制度が必要ではないかということです。

次に、「ダム」に関しましては7ページで、調査検討にあたりましては、妥当性の判断の形成過程や決定に対して、住民参加のあり方について全く言及されていないということを書いています。提言でも述べたように、社会的合意を得るばかりでなく、何をもって社会的合意と言うかということについて、さらに議論を深めておくべきであると思います。

また、代替案の検討の記載について、合意を得られない等、抽象的にしか書かれておりませんので、さらに具体的に記載して頂きたいということです。

河川公園につきましては、住民参加について明記すべきであろうし、河川公園基本計画については、いわゆる戦略的環境アセスメントを住民参加に基づいて行うべきであるということです。

次に、3「基礎原案に示された住民参加に係る方策に対する意見」です。提言別冊で述べたようなことはまだ具体的に基礎原案には書かれておりませんので、ここに再掲しまして、提言別冊で書かれたような方法が必要ではないかということ提言しております。

8ページ、3-3の「アセスメント」ですが、これについても提言別冊でいろいろ提言をいたしました。委員及び一般の人からも、環境アセスメントについての記載が不十分であるという意見が多く出ております。そこで、提言別冊で述べたような手法を検討すべきではないかということです。

「協議会のあり方」です。我々が見た限りでも22の協議会等について基礎原案の中で触れられております。それ以外に既存のものもあります。これからの具体的な河川管理、行政の方向はそれらで決められてしまうというような感があるわけです。従って、共通の理念がばらばらな形で、それぞれの委員会や協議会の理念で行われることになりかねないという懸念があります。

そのため、(1)で書いていますように、メンバーに住民及び住民団体有識者が参加できるようにし、(2)その協議会等の設置段階におきましては、この流域委員会の設置段階や、流域委員会で行われてきました、様々な民主的な方法を生かすようなことが考えられるべきということです。

9ページにまいりまして、(3)既存の委員会・協議会におきましては、事業評価を行い再検討すべきであるということです。(4)設立された委員会・協議会の活動については、第三者機関等による評価を行うべきである。(5)各種協議会の構成員と住民参加システムにつきましては、具体的に基礎原案の中で記載して頂いた方がよいのではないかとということで、下部組織として、住民検討会等の部会を設置いたしまして、協議会に住民代表を送る等の配慮が必要であろうということで、具体的に3つほど、以下述べております。

以上で私の範囲については終わります。



## 三田村部会長

川上委員にご説明して頂く前に、会議の進め方についてご相談させていただきます。庶務に伺いましたら、物理的に私どもがこの部屋を去らなければいけないのが1時です。委員の人権は無視して1時です。途中でお話されている方がいても無視してやめますので、ご協力をお願いしたいということです。

今、山村委員が説明された部分は殆ど部会とりまとめ案です。この前の検討会でお願いしましたように、基礎原案に対応できるように組みかえをしています。ただ、住民参加部会は全体に散らばっておりますので、どこがどこに対応しているか明らかでない部分もあります。もう1つは、お寄せ頂いたご意見がとりまとめに反映されております。大きな変更はないだろうと思っております。

残念ですが、ご意見を頂く時間が今日はないのです。河川管理者に来て頂いているので、重要な、社会的合意についてという部分を川上委員に5分間でご説明して頂いて、その後河川管理者に、前回9月の委員会でご発言して頂いたことのすれ違い部分等をもう一度丁寧に説明して頂けるそうですから、それに対してご意見がありましたら、意見交換して頂きまして、それでもすれ違いがあるようでしたら、何らかの対応をしていきたいと思えます。

河川レンジャーに関しましては、恐らく今日は議論できないと思えますので、残念な結果ではありますが、もう一度部会を開く手続をとらざるを得ないと思えます。住民参加部会が幾らやるといっても、あまりに強引にもできませんので、そのご理解のもとで最後までやっつけていきたいと思えます。

川上委員、よろしくお願ひいたします。

## 川上委員

この大きなテーマを5分間で説明しろということですので、かなりはしょった説明になると思いますが、努力したいと思えます。

河川行政は大変開かれてきたわけですが、その中で今後の新たな河川行政の方向を実現するためには、地域住民の協力が必要であると思えます。公共事業としての河川整備におきます住民参加や合意形成に関しては、ここに書いてありますように、始まったばかりでして、行政、住民の双方に知識や経験等の蓄積が殆どないと言っても過言ではありません。住民参加部会では合意形成の考え方とあり方について提言することになりましたけれども、これまでの部会のなりゆきを振り返って頂いてもわかりますように、この課題について、委員の間においてすら、まだ共通理解として定着しているわけではないということを前置きさせていただきます。

22ページの5-1の合意、或いは社会的合意の意味につきまして、(2)をご覧ください。社会的合意について考えますと、この場合の合意は法的な意味における同意や合意とは違って、法的拘束力はなく法的効果に対する有効要件をなすものではないと考えられます。この合意は行政権限の行使の法的要件や、また行政決定を法的に拘束するものとはなりません。このことは河川法上の住民参加手続に関する規定の趣旨からも導かれるということ

です。

(3) 合意をだれに求めるかという対象の参加適格ですけれども、対象そのものが流動的であり、基礎数自体が不明確ですので、合意の要素に数値的な基準、例えば3分の2以上の合意、過半数以上の合意等、数値的な基準を立てることは不適切であります。

(4)に参考の意見といたしまして、合意形成につきましては、多様な価値観の存在を認めながら、人々の立場の根底に潜む価値を掘り起こして、その情報を共有し、お互いに納得できる解決策を見出していくプロセスであるということを書いています。このプロセスであるということをご注意頂きたいと思います。

(5)ですが、委員会の提言の中にも、唯一ダムのところ、住民団体、地域組織等を含む住民の社会的合意が得られた場合、と述べておりますけれども、ここで言う「住民」は受益者や当該地域住民に限定されるものではなく、もっと広い、社会的国民的なものであると考えます。

(6)に例を挙げております。社会的合意は、それに至る過程でどれだけ適正な手続が踏まれ、参加者の間で共通の認識や理解が得られるかによって形成されるものでありましよう。ダム建設には賛成できないという意見の持ち主でも、議論を尽くした上で、ダム建設の必要性について共通の認識と理解が得られれば、そこで社会的合意が形成されと考えます。具体的に言うと、ダムが建設されるのもやむを得ないという納得の形成であります。

(7)に1つ重要なことが書かれております。合意形成を図る上で全ての事案において、1人の異論もない、完全合意はあり得ないということが前提であります。歴史上、国家が国民に対して完全合意を求めた時代があったことを考えますと、政策や施策に対する批判や反対意見は、納税者である国民の正当な権利の行使であり、社会を本来あるべき姿に還元しようとするフィードバック機能であると行政機関には理解をしてもらって、あらゆる情報を適切に提供するとともに、それらの意見を正当に評価し反映する真摯な努力が求められます。しかしながら、国民の価値観や希望、期待が多様化すればするほど、個別の事案についての合意形成はますます難しくなるという現実があります。

社会的合意といわゆる普通の合意とどう違うのかということですが、5-2のところ、社会的通念に基づく合意を社会的合意と呼ぶのであろうと考えております。

24ページの(3) 提言別冊で提案いたしました対話討論会の議論のプロセスですが、ダムをつくるかつくらないかという、最終的なテーマを当初から掲げて議論をするのではなく、どのようにして治水、利水、環境、或いは地域経済等をバランスよく成立させるのかという広い視野の中で、1つの手法としてダムがあるという位置付けで議論を進めるのがよいと述べております。

5-3「社会的合意の判断」では、社会的合意が得られた、或いは得られないという判断をどのようにするのかということを書いております。その中で5-3の(2)のところ、自然環境の改変、自然環境に関する問題に関しては、多数決による判断をすべきではないと考えております。また、事案の社会的影響の大小によっても、合意のありようが違いますが、1から7までの対応を考えております。

25ページの5-5「社会的合意形成を得るための姿勢」、合意形成とは、関係住民が納得

のいく過程を踏んで結論に達する過程そのものであるということです。

5-6「公共事業としての河川整備」ですが、まず(1)に公共事業とはこういうものを指すということを掲げた上で、(2)に現在の公共事業が国民から厳しい批判を受けているということを述べております。

5-7「ダム建設をめぐる合意形成」の中で、(2)の3行目の後ろから、国民の税金で実施される公共事業は、多くの国民のために利益となる事業である以上、できるだけ多くの人々が関与、参加することが当然であると述べております。その下に、要は管理者がどれだけ努力をし、民主的ルールを推進し、時間をかけ、公衆の意見にエネルギーを費やしたか、その結果として意見を尊重し、反映させたかという実績の積み重ねが社会的に認められて初めて合意が形成されたということになるのではないかとということです。

27ページ、「おわりに」の前に、上から2行目、「代替案の提案や意見がある限り、議論を尽くし、合意形成を目指すことが大切である。」「おわりに」のところで、同じことを納得がいくまで繰り返す必要があると書いております。最近NHKの番組で「ガッテン」というのがありますが、納得というのはまさに皆さまが「ガッテン」するような条件を河川管理者は整える必要があるということです。この合意形成については、冒頭に申し上げましたように、今まさに形成過程の概念ですので、今後もその手法をもとに新しい河川整備の実現に向けて望ましい合意形成のあり方を研究・開発すべく、不断の努力が続けられることを望んでおります。

三田村部会長

山村委員並びに川上委員のご説明部分に対する対応は後でご提案させて頂くことにしまして、時間の関係で、河川管理者に、今回の川上委員のご説明を受けて、或いは前回の委員会の混乱についてご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 坪香)

前回の委員会で私が質問させて頂いたことについて、三田村部会長の方から庶務を通じて内容のご確認がありましたので、貴重な時間を頂いて、内容の説明を若干補足したいと思います。説明に使用させて頂きますのは、まことに恐縮ですが、今日お配りの資料の2-2-1「計画策定における住民意見の反映について」の12ページ、河川法の位置付けというところがあります。一番初めにご説明になった資料です。

私が質問させて頂いたのは、社会的合意を得ることと、住民意見を聴いてそれを反映させるということとは、同じなのか違うのかということでもあります。これについては、先ほど部会での議論もありまして、私も半分くらいわかったところではありますが、あえて説明させて頂きます。

我々が社会的合意を得ることについての1つの手続、並びに仕組みというのは、河川法上の位置付けであると書いて頂いています。まず、河川整備計画原案がありまして、学識経験者並びに住民意見を聴いて、それを反映させる、それから、地方自治体の長の意見を聴く、こういう手続だと従来から申し上げているところです。

この中で学識経験者というのは、立場としては専門的知識を持って頂いている方をさしています。住民というのは、当然にして、沿川並びに流域に居住されていて、直接または間接的に河川に関わって頂いている方です。地方自治体ですが、例えば県にいたしますと、国の直轄事業でありまして、裏負担として県は3分の1の地方費を拠出しているということもあります。もっと具体的に言いますと、ダムの利水者として、水道事業者ないしは工業用水事業者等の形で資金を出しております。また、河川整備計画に盛り込まれている内容で、自治体と一緒にしなければならない、或いは自治体の事業に直接的に委ねる、或いは期待するというものもあります。従いまして、そういう自治体の長に聴くということです。但しまた、自治体もその長の意見を出す場合には議会の意見を聴いて出される自治体もあるわけです。そういうことからすると、納税者ないし、より広い住民の意見を踏まえた形で意見が出てくると、こういうことによって、河川整備計画が策定されるということになると思います。この一連の手続が社会的合意を得る、法に定められた1つの手続ではないかと思っているわけです。

この中で、公聴会の開催等による住民意見の反映というのは、通常は今までの法定計画の策定の中には、都市計画法に基づく行為以外は殆ど見受けられなくて、平成9年に河川法改正になって住民意見の反映が入ったということでありまして、ただ、淀川琵琶湖流域におきましては、1,600万人の関係する方がおられるということで、我々として、これを実際にやる場合にどのようにしてよいのかということがあります。1万人の方にお聞きしても、1,600分の1の方にしか聞いていないという状況があって、これについては、当流域委員会に対しまして、住民意見の反映方法についてのご意見を伺うという形で諮問させて頂いているところです。

基礎原案から河川整備計画案の手続の中の学識経験者、この流域委員会でありまして、或いは住民意見の反映にあたって、先ほどご議論のありました、例えば対話集会等を行う場合には当然、意見をお聴きするにはそれだけの説明が要る、従って徹底した説明を我々としては求められるということだと思っております。

ですから、例えばダムにいたしましても、高水敷の利用にいたしましても、十分な説明をしないといけないという立場にあると思っております。そういう中で、例えば社会的合意ということ、住民意見の反映のところだということと同義として考えることなのか、それともこの仕組みないし、手続以外に、社会的合意を形成するものがあるのかどうかがよくわからなかったので質問をさせて頂いたということです。

イメージが違っているというご指摘もあるかと思えますし、その辺りはまた委員のご意見があるだろうと思っております。いずれにいたしましても、我々としては、住民意見を反映させるという部分の方法論について、広く努力をしていかないといけないことには変わりはありませんし、当部会でのご意見についても十分にご審議頂きたいと思っております。

もう1つ申し上げますと、住民参加という言葉も使われております。住民参加という言葉につきましては、河川整備計画を策定する中での住民意見の反映という形での住民参加、計画策定上の住民参加というものもあるかと思っております。また、いろいろなところで議論して頂いております、河川レンジャーや協議会、或いは地先で利用に関する委員会をつくらう

等ということがあります。これも、策定された計画を実践する時に必要な住民参加だとも思います。

社会的合意を得ること、また我々が流域委員会に諮問させて頂いています住民意見の反映、住民参加ということについて、我々は今のところ、そのようにイメージしているということでありまして、この辺りに対するご意見も含めてご審議頂ければという希望を持ってお話をさせて頂きました。以上です。

#### 三田村部会長

前回、委員会で住民参加と社会的合意についてお尋ねになられて、私は全く同じようなことだと申し上げて、山村委員がコメントなさったことに関してなのですけれども、私も言葉足らずで、同じ部分もありますし、本当は全然違う、すれ違いの意見でもあったと思いました。従って、もう一度真意をお尋ねしたわけです。

言葉で理解できる部分とできない部分がお互いにあるのだらうと思います。その一番大きな問題点は、社会的合意そのものが私たちの中でも定まってないということです。住民参加のありようについても、およそは固まりつつあるのですけれども、今皆さまに確定して頂こうとして努力している段階です。まだまだ、これが社会的合意そのものですからこのように手続するとよいというように申し上げられる段階ではないと思います。ただ、河川管理者は進めなければならない現実が迫っておりますから、そうも言っていられないでしょう。

混乱しているところもあるのですけれども、特にご意見はありますでしょうか。取り扱い方については後でご相談したいと思います。

#### 嘉田部会長代理

9月30日の委員会に参加できなかったのですが、議事録を見せて頂きますと、三田村委員は社会的合意は、ほぼイコール住民参加だというような言い方だったと思います。それに対して山村委員が、住民参加というのはいろいろなタイプがあるということで、情報参加、或いは計画参加、実践参加というご説明をされていました。その2つの意見に関連して、私自身は、広い意味でいう住民参加、例えば主権在民という場合には、ある意味で社会的合意というのは国民全体が納得することだらうと思います。しかし、ここで言っている住民参加はもう少し狭い意味ですね。それが法律的にどうなのかということも含めて、少なくとも川上委員が今日出しているのは狭義のプロセスであると思います。私ども作業部会としてやってきたのは狭義のプロセスであって、法的に必ずしも拘束をしないというところから整理をするのが大事ではないでしょうか。坪香部長がおっしゃったように、河川法の整備の中で、法律で協議されているところでの合意、それと社会として多様な価値観を闘わせる、いわば協働するためのプロセスとしての社会的合意と、はっきりと分けることによって理解が深まるのではないかと思います。

もう少し申し上げますと、少なくとも河川法上は住民意見の反映は社会的合意の一部ではないと思います。つまり、自治体の意見なり、或いは坪香部長がおっしゃったような

別のチャンネルがあるわけですね。学識経験者、住民、自治体の管理者等があります。ですから、河川法上は、住民参加は社会的合意よりも狭いと解釈されますが、その辺りの整理はどうでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 坪香)

今、嘉田委員の言われたことにつきまして、河川法上位置付けられた住民参加という趣旨で先ほど発言させて頂いたわけではありません。河川整備計画を策定する場合のプロセスの中での住民参加の形態が住民意見の反映であって、その反映の仕方についていろいろご議論頂いているという場があるのです。

今、嘉田委員が言われた河川行政を進めていく上での住民参加の仕方というのはいろいろあると思います。河川整備計画の中に盛り込まれている内容についても、住民参加の仕方はいろいろ議論があると思います。そのご議論について、当住民参加部会でご議論頂いたことについて、意見として頂くものもあると思っています。

河川整備計画を策定する中での住民参加である住民意見の反映と、河川行政を進めていく上で必要な住民参加の場面、或いはやり方、実際に許認可等をしていく上での住民参加のやり方と、いろいろあると思います。それをひっくるめて河川法上の住民参加と言われるのであれば、それはそうなのです。

ただ、私が申し上げたのは、河川整備計画を我々はつくろうとしている中で、そのプロセスはこういう形になっている、その中で河川整備計画をつくるのに社会的合意を得るとするのは、法律に定められているこういう手順と仕組みを踏襲することだろうと我々は思っていると、それについて住民意見の反映についてどういう方法があるか、こうあるべきだというお話があると、そういう部分もあると思っています。

三田村部会長

よろしいですか。委員の方々でも共通の土俵に上がってない部分があるのだらうと思えますけれども、それは後でご提案させて頂こうと思います。

寺田委員

まず、川上委員の方でつくって頂いたこの内容はよくできており、わかりやすくまとまっています。確かに、一部において共通理解になっていない部分があるかと思いますが、重要な部分においては、皆さまのイメージしているものはこのように理解をしないとけないと思いますし、私はこれでよいと思います。

今の坪香部長の質問との関係でも、河川法9条の河川整備計画の計画策定過程として法が規定したものは、はっきりしているわけです。住民意見の反映の具体的方法までは法が規定をしていないから、どういう形が望ましいかということについて、当流域委員会に諮問があったということです。それについては今回の最終の意見書でも3のところ、主には1つのモデルとしての対話集会というものが、当面考えられるものとしては望ましいのではないかという意見を出しているわけです。

今議論されていた社会的合意というのは、河川法9条の計画策定過程の必要要件としては何も入っていないわけです。ですから、全く意味が違うのですね。

ただ、今日の川上委員のまとめにもありますように、社会的にやはり多くの方の了解、納得、合意を得ることが必要です。それが、広い意味の住民参加の目的ですよ。その点から行けば、このプロセスが非常に大事なのだということになります。そのプロセスが丁寧に、きちんとされればそれがまさに社会的合意ではないかということが、今日の川上委員の意見だと思います。これでわかりやすくなったのではないかと思います。坪香部長の方の疑問にも、今日のまとめで理解をして頂ける内容になっているのではないかと思います。私の意見です。

三田村部会長

それでよろしいですか。まだ河川管理者の方で、或いは委員の方で明確でない部分がありましたら、どこかで議論する場を自由参加で持ってもよいかと思います。特にこれから河川管理者が実際に動かして頂く場合に大事な部分でもありますでしょうから。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 坪香)

そういう機会をつくって頂ければ、こちらも参加させて頂いて、ご議論させて頂きたいと思います。

川上委員

なかなか結論の出しにくい、難しい問題でして、研究会というスタイルでそういう場ができれば望ましいと思います。

三田村部会長

形式も決めた方がよろしいですね。合意に関する研究会というか勉強会のようなものを大至急、参加を希望される方は参加して頂くようにしたいと思います。委員全員に呼びかけをした方がよいのかもかもしれませんが、経緯をメール等で流して頂いて、勉強会を持ちたいというのでいかがでしょうか、庶務。そういうやり方でおさめるというのは。

庶務(三菱総合研究所 新田)

名称はともかく、これまでやってきた検討会のような場でさらに意見交換し、理解を深めるということで、皆さまに呼びかけをさせて頂きたいと思います。

三田村部会長

部会検討会ではなくて、作業部会のようなというイメージですか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

いえ、部会検討会みたいな形でということです。

三田村部会長

私はそんなに堅苦しく考えていません。どこかの喫茶店で丁寧にお話ししましょうというのでよいと思っています。いかがでしょうか。堅苦しい方がよろしければそういう組織が必要かもしれませんが、簡単にできるという意味では流域委員会から離れたところで議論した方がよいかと思います。そうでないと、どこかで認知して頂かなければなりません。

川上委員

私の説明の最後のところで申し上げましたように、流域委員会が一たん役目を整理し終えてから、個人参加でもよいと思いますけれども、そういう研究会を継続して研究・開発にあたるということではよいのではないかと思います。

三田村部会長

そうもいかないと思います。時間的に迫っていますし、手続のことでもあります。ですから、一応手を挙げて頂いて、流域委員会とは別個に、自由に、強い意見を持っていらっしゃる方に集まって頂いて、深めて頂くということが大事だと思います。それでいかがでしょうか。

山村委員

そうなってきましたと、庶務みたいなものを離れてしまい、まとめる、メールで交換する等が不便になってきます。やる以上は部会検討会で庶務に入ってもらって、すぐに文書でまとまるような形で行った方がよいと思います。個人的に喫茶店でとなると言いっ放しになる恐れが強いのではないかと思います。

三田村部会長

わかりました。

嘉田部会長代理

私も今の山村委員の意見に賛成でして、河川管理者も、ある程度公式性を持っていないと判断しにくいと思いますので、部会検討会ということで開催するのがよいかと思います。

三田村部会長

それでは、このようにさせていただきます。後で報告はよいのですが、委員会に了承を得て動くというスタイルをとらずに、部会の中でということで手続上はよろしいですね、寺田委員。

そうさせて頂いて、問題は河川管理者側なのですが、次回検討会をやる予定ですので、そこでもう一度今の問題の取り扱い方をご相談させて頂くことにしたいと思います。その時、河川管理者のどなたかに参加して頂くということで、今の件はおさめたいと思います。



時間がなくなってまいりましたので、今後の動かし方について、ご相談といえますか提案させて頂きます。今、山村委員がご説明下さった部分、それから合意形成の部分は前のとりまとめにある部分です。そういうこともあって、意見が少なかつたのだらうと思いますが、もう一度検討会か部会を開くということでも継続していきたいと思いますので、意見を継続してお寄せ下さい。できるだけ反映できるようにしたいと思います。

さらに大事な部分は河川レンジャーです。河川レンジャーはご提案もして頂いていませんし、趣旨がよくご理解頂けないかもしれませんが、新しい河川レンジャーの部分について、委員の方々からご意見を頂きたいと思います。かなり大幅なご意見で結構だと思います。それを頂いて、検討会か部会という形にしたいと思います。

もう1点は、  
、  
、  
部という意見書の構成がありますが、  
の部分は今本リーダーが中心になって対応される分です。住民参加部会に関わる分が随分ありますが、機械的に進めていって頂こうと思います。  
の中に入るのだと思いますが、整備内容シートの部分の取り扱い方も機械的に動くと思いますので、それに沿って動かして頂きたいと思います。

先ほどの  
はこれで終わったということにさせて頂いて、  
についても、これからもう一度議論ということになるのですけれども、  
、  
の一応終わった部分と、そうでない部分についても、委員会に一たん提出いたします。  
については修正する可能性が十分ありますということをお伝えの上で提出いたします。よろしいでしょうか。

では、そのようにさせて頂くとして、一般の方のご意見を頂く前に、もう1点だけ、そのためのご意見を頂く、或いは検討会を開くスケジュールですけれども、部会には成立要件があります。最終的な意見へ上げる会ですので、本来は部会をやるべきだと思います。ただ、定足数がありますので、検討会でこの議論の決着をしたいということをお認め頂けるのでしたら、手続上問題はないと思います。いかがですか。検討会でよいでしょうか。

それで、ご提案いたします。私、11月は何もないだらうと思って、11月13日から10日間ほど外国に行きますので、それまでに検討会をお願いしたいと思います。10日か11日なのですが、いかがでしょうか。駄目だという方はお手をお挙げ下さいますか。後で意見分布の資料が庶務から行くとは思いますが。

米山委員

時間によります。

三田村部会長

両方聞いてみます。10日はいかがですか。

米山委員

何時ですか。

三田村部会長

時間は、今、丸一日駄目な方ということにいたします。10日。

11日はいかがですか。

では、10日は藤井委員が一日中駄目なのですね。

藤井委員

はい。

三田村部会長

候補として一応10日の午後、或いは日程調整の中ですけども、お心づもりとして10日の可能性があるということによろしいですか。10日前後になろうかと思えます。

今度は作業部会ですけども、6日辺りでいかがですか。7日でもよろしいんですけども、6日でもよいかもかもしれません。山村委員、荻野委員、川上委員、私、嘉田部会長代理ですけど、よろしいでしょうか。

嘉田部会長代理

時間の調整は。

三田村部会長

それは後でまたご調整したいと思います。

ここで皆さまにお伝えしなければなりませんのは、意見を5日までにお寄せ下さいということです。住民参加部会の委員へメール、或いはファクス等をお願いします。

意見の内容は河川レンジャーに関しましては、大幅な変更を伴う意見で結構です。あとの部分につきましては一応終わっておりますので、あまり大きな修正意見を伴わないように努力して頂ければと思います。よろしく願いいたします。

お待たせいたしました。一般傍聴者の方からのご意見を頂きたいと思いますが、今回の議論に即した内容でご発言頂ければと思います。いかがでしょうか。もう1点、まだ実は「4 その他」があるのです。従いまして、できるだけ短くしたいと思いますが大事なことです。いかがですか。もう住民参加部会は開催されません。最後です。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「4 その他」にまいりたいと思います。住民参加の一番大事な、私たちがお願いをしている対話集会ですけども、その現状報告等、河川管理者側からお願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

お手元の資料2-3「河川管理者からの提供資料」ということで、住民対話集会、A4の横で、表になっておりますものをご覧下さい。住民対話集会について、現在準備を進めております。最初に一覧表として掲げておりますけども、日にちがまだ調整中のものもありま

すが、現在、12件用意をしております。それぞれにつきまして、ファシリテーターの方については既に依頼をさせて頂いて、場所等についても調節中のものもありますが、かなり決まってきたところですので。それぞれの詳細については、次ページ以降にあります。時間がありませんので、詳細についてはこちらをご覧頂くことにさせて頂きたいと思っております。

三田村部会長

ありがとうございます。座席表等について何かご意見はありますか。よろしいですか。ご参考という程度でしか私たちは申すことはできないのです。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

12件ありますけども、それぞれファシリテーターの方が異なっておりまして、やり方そのものも基本的に私どもが頂いている提言をベースにはしておりますが、ファシリテーターの方とご相談をして、いろいろな形態があります。これも決まったものはないということであるいろいろなことをやってみて、よい方法を目指していくというスタンスでいきたいと思っております。当然、今日頂いた形態も、頭の中に入れてやっていきたいと思っております。

三田村部会長

委員の中から参加委員が数名挙がっておりますが、それ以外の委員の方も一般傍聴席に座って頂いて、参加して頂ければと思います。私たちが苦心を重ねた結果の1つですので、よろしく願いいたします。

庶務に戻す前にもう一度確認だけいたします。次回の検討会は11月10日前後になるかと想像いたしますが、主に話し合いますことは、河川レンジャーの部分です。全体のテーマとしては部会意見で、その中の住民参加部分ですけれども、その河川レンジャー部分とその他部分を若干議論するというにさせて頂きたいと思っております。

では、庶務に戻します。よろしく願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

特に庶務からの伝達事項等はありませんので、これにて淀川水系流域委員会第7回住民参加部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。